外国弁護士制度研究会設置要綱

平成20年5月29日 改定 平成20年7月 1日

1 設置

法務省及び日本弁護士連合会は、本設置要綱に基づいて「外国弁護士制度研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

2 目的

研究会は、外国法事務弁護士に関し、弁護士業務をとりまく内外の動向、我が 国及び諸外国における外国弁護士受入制度の動向について調査及び研究を行った うえ、外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討 を行い、その成果を法務省及び日本弁護士連合会に報告することを目的とする。

3 構成

- (1)研究会は、委員13名で組織する。
- (2) 委員は、研究者、法律実務家、企業関係者、一般有識者、法務省及び日本弁護士連合会で構成する。

4 運営

(1) 研究会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

座長は,会務を総理し,委員会を代表する。

座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

- (2) 研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- (3) 研究会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(4) 研究会に幹事を置くものとする。

幹事は、法務省1名及び日本弁護士連合会2名とする。

幹事は、研究会の事務について、委員を補佐する。

幹事は、座長の許可を得て発言することができる。

- (5) オブザーバーは、外務省1名及び外国法事務弁護士2名とする。 オブザーバーは、座長から求められたときは、発言することができる。
- (6) 研究会の議事は、非公開とする。ただし、研究会を開いたときは、議事録を 作成し、これを公開するものとする。

議事録は、幹事が作成する。

- (7) 研究会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部及び日本弁護士連合会企画部国際課において処理する。
- (8) 本設置要綱に定めるもののほか、研究会の議事に必要な事項は、研究会が定める。